

株主各位

第161回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

【事業報告】

- IV. 会計監査人に関する事項
- V. 業務の適正を確保するための体制
(内部統制システムの基本方針)
及び当該体制の運用状況の概要
- VI. 会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toyodenki.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

東洋電機製造株式会社

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

(注) 2021年8月27日付でEY新日本有限責任監査法人が会計監査人を退任し、同日付でアーク有限責任監査法人が就任いたしました。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注1)	42 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1 百万円
③当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額(注2)	43 百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、当事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況について検討し、報酬等の額は相当であると判断いたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「英文財務諸表作成支援業務」を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

V. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムを整備し運用していくことが、経営上の重要事項であると考え、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備する。本方針の実現をより確実にするため、取締役会の下部組織である内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況を定期的に確認し、本方針の継続的見直しを実施する。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、経営理念の一つである「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」ことを企業活動の原点としており、これを踏まえて制定した「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社全ての役職員に配付し、周知徹底を図る。また、グループ全体を対象とした年間研修計画に基づき研修を実施することにより、コンプライアンスに係る知識を高めるとともに企業倫理を尊重する意識を醸成する。
 - ② 当社は、内部通報の受付窓口を社内及び社外に設置し、問題を早期に発見し、必要な措置を速やかに講じる。
 - ③ 監査部は、業務執行の適正を確保するため当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。
 - ④ 当社及び当社グループ会社は、内部統制を有効に機能させるため自己点検制度を導入し、モニタリングの充実に努める。
 - ⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制を構築するとともに、その内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。
 - ⑥ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力と取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る保存すべき重要な情報は、法令及び社内規定の定めによる保存期間・方法により文書または電磁的媒体に記録し、適切に管理する。また、これら取締役の職務の執行に係る情報及びその保存・管理状況について、監査役がいつでも閲覧または監査することが可能な状態とする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会のもとに設置した内部統制委員会において、リスク管理基本規程に基づき、当社及び当社グループ会社におけるリスクを分析、評価し、同委員会の報告に基づいて、リスクの種類、程度に応じた実効性のあるリスク管理体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務分掌規程、職務権限規程、文書管理規則等の社内規定を整備するとともに、その適切な運用に努める。
 - ② 当社は、定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認するとともに重要事項を決議する。必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ③ 当社は、業務執行報告会を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認する。
 - ④ 当社は、経営戦略会議を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務執行における課題及び経営課題への対応を討議する。
 - ⑤ 監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務改善を提言することにより、当社グループ会社の適正かつ効率的な業務執行を確保する。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、グループ経営基本規程及びグループ経営運営要領に基づいて、当社グループ会社に対し、重要な事項の事前承認及びグループ経営上必要な事項の報告を義務付ける。
 - ② 当社は、国内グループ会社会議及び海外グループ会社会議を原則として各々年2回開催し、当社グループ会社の事業計画の進捗状況及び業務の執行状況を検証する。
- (6) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役の監査活動を補助するために、監査役スタッフを配置する。その人選に関しては監査役と取締役が意見交換を行って決定する。また、当該使用人の監査役スタッフとしての業務に関しては取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや事業及び財務に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断したときは監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者は、これらの報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにする。
 - ② 監査役は、取締役会並びに重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要な社内会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、議事録等を閲覧することができる。
 - ③ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部及び会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容について説明を受けるなど情報交換を行う。
 - ④ 当社は、監査役の監査活動に要する費用のうち、定期的に発生する費用については会社の経費予算に計上して支出し、臨時に発生した費用についてはその請求に基づいて支出する。また、監査役は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱し、定期的または必要な都度相談できる。

2. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員のコンプライアンス意識の醸成と強化のため、「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社に勤務するすべての役職員に配付するとともに、年間研修計画に基づきコンプライアンスに関する社内研修を行っております。対象期間内には、内部通報制度に関する研修などを行いました。

(2) 内部通報に関する事項

当社は、内部通報窓口を社内外に設けております。対象期間内の内部通報件数は1件です。通報を受信した場合は、必要により顧問弁護士に意見を求めるなど、適切に対応しております。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理基本規程に基づき、四半期ごとに内部統制委員会において当社及び当社グループ会社における各分野のリスクについて審議を行っております。審議結果は都度取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行に関する事項

当社は、ガバナンス強化のため取締役会の監督機能と執行機能を分離し、執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会は主に監督機能を担うこととしております。取締役会の機能分離にあたっては、取締役会規則及び職務権限規程を整備することにより取締役及び執行役員の職務が効率的に行われる体制としております。

取締役会は、対象期間内に臨時開催及び書面開催を含め17回開催され、重要事項を適切かつ迅速に決議しております。

尚、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保管しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する事項

監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席や稟議書の閲覧を行い、業務執行状況の把握や意思決定過程の確認を行っており、必要ある場合は意見を述べております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報共有に努めております。

当社は、取締役の指揮命令系統から独立した監査役スタッフを2名配置し、監査役監査が実効的に行える体制を整えております。

(6) 内部監査に関する事項

監査部は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

VI. 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、2022年5月まで取り組んだ中期経営計画「リ・バイタライズ2020/2022」（期間2018年5月期～2022年5月期）の計画値に対する大幅な未達を受け、新中期経営計画（期間2023年5月期～2026年5月期）については、「企業価値の回復・向上」を図るために、「東洋電機の再生と変革」を成し遂げる取り組みを進めます。

そのために、計画の基本方針を（1）「新しい事業・製品の拡大」と（2）「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、（3）「資本コストを意識した資産効率の改善」を行う事で、ROE 8%以上の早期達成を目指した経営基盤の抜本的強化を図ることといたします。

また、当社は、経営理念「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っております。

3. 上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年7月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を決定し、2008年8月26日開催の第147回定時株主総会における株主様のご承認を得て導入いたしました。その後、所要の変更を行ったうえ、直近では2020年8月26日開催の第159回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式等に対して大規模な買付行為等が行われようとした場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しなかった場合、またはルールが遵守されている場合であっても、当該行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることとしております。

本対抗措置の発動に当たっては、当社取締役会はその決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置しており、上記判断における独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて株主総会の承認を得て対抗措置の発動を決議します。

また、その判断の概要については適宜、開示いたします。

本プランの詳細につきましては、2020年7月13日付『当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について』においてその全文を公表しており、また、当社ホームページ(<https://www.toyodenki.co.jp>)上にも掲載しておりますので、ご参照ください。

4. 上記3.の取り組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、①経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じていること、②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③取締役会において決議された本プランは定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入しておりますが、その後の当社株主総会において本プランの継続及び廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い、変更または廃止されるなど株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、④対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者で構成する独立委員会を設置し、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、⑤本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、⑥本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができること、また当社は期差任期制を採用していないこと、などからその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	12,320	△1,281	19,214
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△268	-	△268
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純損失 (△)	-	-	△930	-	△930
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,198	△0	△1,198
当 期 末 残 高	4,998	3,177	11,122	△1,282	18,016

(単位 百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	4,803	88	△97	4,793	24,008
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△268
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純損失 (△)	-	-	-	-	△930
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△889	56	35	△797	△797
当 期 変 動 額 合 計	△889	56	35	△797	△1,996
当 期 末 残 高	3,913	144	△61	3,996	22,012

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 5社

東洋工機㈱、泰平電機㈱、東洋産業㈱、㈱ティーディー・ドライブ、東洋商事㈱

連結子会社であるTOYO DENKI USA, INC. は清算終了により連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社数 4社

常州洋電展雲交通設備有限公司、洋電貿易（北京）有限公司、SIAM TOYO DENKI Co., Ltd.、
TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

常州朗銳東洋伝動技術有限公司、北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司

持分法適用会社である湖南湘電東洋電気有限公司は清算終了により持分法適用会社から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社数 6社

非連結子会社

常州洋電展雲交通設備有限公司、洋電貿易（北京）有限公司、SIAM TOYO DENKI Co., Ltd.
TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC.

持分法非適用関連会社

成都永貴東洋軌道交通装備有限公司、中稀東洋永磁電機有限公司

持分法の適用範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
もの 原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年6月1日以降に取
 （リース資産を除く） 得した建物附属設備及び構築物については定額法
 無形固定資産……………定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法
 （リース資産を除く）
 リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
 いては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 役員賞与引当金……………役員に対する成果反映型報酬（賞与）支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担
 額を計上しております。
 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しており
 ます。
 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備え、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該
 損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基
 準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費
 用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）によ
 る定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に電気機器の製造販売及び設置・据付工事を行っております。

製品の販売は、顧客により検収された時点で支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該検収の時点で収益を認識
 しております。

ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷
 時に収益を認識しております。

また、工事契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当
 該進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

ヘッジ方針……………デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回
 避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略して
 おります。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

この適用にあたり、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、工事契約に関しては、従来、工事の進捗部分に成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度の期首より一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づき一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、工事等が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度における連結計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(産業事業に係る一部の資産又は資産グループの固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	2,256百万円
有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用	3,325百万円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの産業事業における一部の資産又は資産グループは、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響による事業環境の変化等を主な理由として当連結会計年度に営業赤字を計上しており、減損の兆候があると判断して、減損損失の認識の要否について検討を行いました。その結果、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産又は資産グループの帳簿価額を下回っていると判断したため、減損損失を認識しております。当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が承認した事業計画を基礎として、過年度の実績を考慮したものと なっています。事業計画は、業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価や過去の実績及び企業内外からの情報に基づき作成しております。当該見積りにおいて、将来の受注予測等に基づく売上高を主要な仮定と考えております。

こうした見積りは、将来の事業環境等の変化により影響を受けるため、不確実性が伴うことから将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	586百万円
売掛金	7,088百万円
契約資産	4,415百万円

2. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内容及びその金額

建物及び構築物	3,170百万円
機械装置及び運搬具	368百万円
土地	1,201百万円
有形固定資産「その他」	146百万円
合計	4,886百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	525百万円
長期借入金	2,813百万円
合計	3,339百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 18,444百万円

4. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証

常州朗銳東洋伝動技術有限公司	316百万円
北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司	224百万円

5. 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と受注損失引当金の相殺額は、154百万円（うち、商品及び製品0百万円、仕掛品153百万円）であります。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価のうち受注損失引当金繰入額 99百万円

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東洋電機製造(株)滋賀竜王製作所 (滋賀県竜王町)	産業事業の製造設備	建物等	2,256百万円

当社グループは、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っております。

収益環境の悪化により将来キャッシュ・フローが、当該資産グループの帳簿価額を下回るため、各種固定資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.8%で割り引いて算定しております。

その内訳は、建物及び構築物2,046百万円、機械装置及び運搬具178百万円、土地30百万円であります。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	9,735,000	—	—	9,735,000

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	268	30.0	2021年5月31日	2021年8月30日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月25日 定時株主総会	普通株式	268	利益剰余金	30.0	2022年5月31日	2022年8月26日

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権については、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じた与信調査の実施により取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該株式は、定期的に時価や財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金の調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資計画に係る資金の調達です。デリバティブについては、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針とし、実需の範囲内で行っており、取締役会の承認を経て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 (※1)	11,408	11,408	—
資産計	11,408	11,408	—
長期借入金 (※2)	11,759	11,770	10
負債計	11,759	11,770	10

(※)1 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

(※)2 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の長期借入金で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 1 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,062

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	11,408	—	—	11,408
資産計	11,408	—	—	11,408
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	11,770	—	11,770
負債計	—	11,770	—	11,770

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金の時価については、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

Ⅷ 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

IX 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメント別に顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

			当連結会計年度 (自2021年6月1日 至2022年5月31日)
報告セグメント	交通事業	国内鉄道	14,705
		海外鉄道	2,831
		その他	1,919
		小計	19,456
	産業事業	加工機	2,719
		試験機	2,173
		発電・電源	2,187
		その他	2,822
		小計	9,902
	情報機器事業	情報機器	790
		小計	790
	その他(注)		
合計			30,158
顧客との契約から生じる収益			30,158
外部顧客への売上高			30,158

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、労働者派遣に関連する業務などです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「4. 重要な会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	10,280
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	8,812
契約資産(期首残高)	3,838
契約資産(期末残高)	4,415
契約負債(期首残高)	34
契約負債(期末残高)	47

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は27,275百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務に

ついて、履行義務の充足につれて主に1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額…………… | 2,462円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失…………… | 104円02銭 |

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	3,177
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	-
当 期 純 損 失 (△)	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	4,998	3,177	3,177

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	533	1,600	6,224	8,358	△1,281	15,252
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△268	△268	-	△268
当 期 純 損 失 (△)	-	-	△1,144	△1,144	-	△1,144
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,412	△1,412	△0	△1,413
当 期 末 残 高	533	1,600	4,812	6,945	△1,282	13,839

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	4,603	4,603	19,856
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△268
当 期 純 損 失 (△)	—	—	△1,144
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△852	△852	△852
当 期 変 動 額 合 計	△852	△852	△2,265
当 期 末 残 高	3,751	3,751	17,590

個別注記表

I 重要な会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年6月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産……………定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法（リース資産を除く）

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する成果反映型報酬（賞与）支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生している額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備え、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に電気機器の製造販売及び設置・据付工事を行っております。

製品の販売は、顧客により検収された時点で支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該検収の時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。

また、工事契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

ヘッジ方針……………デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法…………ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

II 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

この適用にあたり、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、工事契約に関しては、従来、工事の進捗部分に成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づき一定の期間にわたり収益を認識し、一時時点で履行義務が充足される契約については、工事等が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(産業事業部の固定資産の減損損失)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	2,236百万円
有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用	3,274百万円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の産業事業における資産又は資産グループは、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響による事業環境の変化等を主な理由として当事業年度に営業赤字を計上しており、減損の兆候があると判断して、減損損失の認識の要否について検討を行いました。その結果、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産又は資産グループの帳簿価額を下回っていると判断したため、減損損失を認識しております。当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が承認した事業計画を基礎として、過年度の実績を考慮したものとなっています。事業計画は、業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価や過去の実績及び企業内外からの情報に基づき作成しております。当該見積りにおいて、将来の受注予測等に基づく売上高を主要な仮定と考えております。

こうした見積りは、将来の事業環境等の変化により影響を受けるため、不確実性が伴うことから将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内訳及びその金額

建	物	3,149百万円
構	築	21百万円
機	械	368百万円
及	び	
装	置	1百万円
車	両	144百万円
運	搬	
具		1,201百万円
土	地	4,886百万円
合	計	

担保に係る債務の金額

短	期	借	入	金	525百万円
長	期	借	入	金	2,813百万円
合	計				3,339百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,810百万円

3. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証		
常州朗銳東洋伝動技術有限公司	……………	316 百万円
北京京車双洋轨道交通牽引設備有限公司	……………	224 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	……………	1,379 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	……………	2,640 百万円

5. 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と受注損失引当金の相殺額は、154百万円（うち、商品及び製品0百万円、仕掛品153百万円）であります。

V 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引による取引高

売上高	……………	1,143 百万円
仕入高	……………	3,584 百万円
販売費及び一般管理費	……………	439 百万円

2. 関係会社との営業取引以外による取引高

…………… 432 百万円

3. 売上原価のうち受注損失引当金繰入額

…………… 103 百万円

4. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東洋電機製造㈱滋賀竜王製作所 (滋賀県竜王町)	産業事業の製造設備	建物等	2,236百万円

当社は、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っております。

収益環境の悪化により将来キャッシュ・フローが、当該資産グループの帳簿価額を下回るため、各種固定資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.8%で割り引いて算定しております。

その内訳は、建物1,999百万円、構築物39百万円、機械及び装置166百万円、土地30百万円であります。

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	794,128	480	—	794,608

(注) 増加株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 480株

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	283 百万円
退職給付引当金	1,075 百万円
賞与引当金	175 百万円
受注損失引当金	131 百万円
貸倒引当金繰入超過額	7 百万円
関係会社株式評価損	126 百万円
減損損失	684 百万円
その他	353 百万円
繰延税金資産小計	2,838 百万円
評価性引当額	△483 百万円
繰延税金資産合計	2,355 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,652 百万円
繰延税金負債合計	△1,652 百万円
繰延税金資産の純額	703 百万円

VIII 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結 子 会 社	泰平電機㈱	東京都 板橋区	100百万円	バス・鉄道車両用ド アエンジンの製造・ 販売	100.0	同社製品の購入等	資金預り (注) 1	△68	預り金	922
	東洋産業㈱	東京都 大田区	200百万円	電気機器の販売及び 修理・保守・点検、 電子計算機付属装置 の保守サービス、消 耗品及び部品の販売	100.0	当社製品の販売及び 保守サービス、部品 の販売等	資金預り (注) 1	210	預り金	1,069
	㈱ティーデー ー・ドライブ	滋賀県 蒲生郡 竜王町	150百万円	電動機の製造・販売	100.0	同社製品の購入等	貸倒引当金繰入額 (注) 2	△9	短期貸付金	366

(注) 1. 当社グループは、資金の効率化を図ることを目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを利用しており、取引金額は前事業年度末残高からの変動額を記載しております。

なお、子会社への資金の貸付及び子会社からの資金の預りについては、市場実勢を勘案して利率を決定しております。

2. ㈱ティーディー・ドライブへの短期貸付金につき、18百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額△9百万円を計上しております。

IX 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

- X 1株当たり情報に関する注記
1. 1株当たり純資産額…………… 1,967円57銭
 2. 1株当たり当期純損失…………… 127円99銭
- XI 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。